

安全報告書 (索道事業) 2009

那須高原リゾート開発株式会社

〈 那須どうぶつ王国 〉



1. 安全報告書の発行にあたって
2. 安全に関する基本方針と目標
3. 事故・障害の発生状況と安全確保のための取り組み
4. 安全管理体制

索道事業

索道とは、索条（ワイヤーロープ）にゴンドラや搬器（椅子）などを取り付け、旅客や貨物を輸送する施設の総称であり、鉄道事業法内に規定されている事業で、当社においては、那須どうぶつ王国内にあるペアリフト1基が索道事業にあたります。

安全報告書（索道事業）に関するご意見・お問い合わせ

那須高原リゾート開発株式会社

那須どうぶつ王国

TEL 0287-77-1110

営業時間 平日 10時 ～ 16時30分

土日祝 9時 ～ 17時

1. 安全報告書の発行にあたって

那須どうぶつ王国へのご来場、あわせて当社の「王国ペアリフト」のご利用に対し、心より感謝申し上げます。当社は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、率直なご意見を頂戴できれば幸いです。

那須高原リゾート開発株式会社
代表取締役 佐藤 哲也



2. 安全に関する基本方針と安全目標

基本方針

地域・社会の発展や環境の保全に貢献し、安全で安定した輸送と快適なサービスを提供すべく、事業に取り組みます。

1. 安全を最優先に、事業・サービスを推進します。
2. 法令・規則を遵守し事業に取り組みます。
3. 安全意識の高い職場環境を育て、その向上に努めます。

安全目標

当社は、経営トップを含め係員一丸となって安全管理体制の強化を図っています。

1. 安全対策委員会を設け、月1回以上の巡視を行います。
2. 巡視結果を踏まえ、係員とのコミュニケーションを充実させます。

3. 事故・障害の発生状況と安全確保のための取り組み

事故・障害の発生状況

平成20年度の索道運転事故は、17年度に続き0件となりました。今後も、無事故を継続できるように事故防止に努めてまいります。

安全確保のための取り組み

保安設備 : 那須どうぶつ王国のペアリフトは、輸送の安全を確保するため、下記の保安設備を設置しています。

1. 乗越検出装置

お客様が降車位置で、降りられなかった場合、お客様の足で乗越検出装置を作動させます。那須どうぶつ王国は、山頂側がバー式、山麓側がロープ式で検出し作動します。

お客様へのお願い

リフトから降りられなかった時は、無理に降りようとせず、そのままリフトに乗り続けて下さい。装置が作動しリフト停止後、係員が速やかに誘導いたします。



山麓 ロープ式



山頂 バー式

2. 脱索検出装置

リフト運転中、強い揺れや衝撃の発生により、索条（ワイヤーロープ）が受索輪（滑車部分）等から外れた場合に異状を検出してリフト運転を非常停止させます。

お客様へのお願い

乗車中、故意にリフトの搬器（椅子）を大きく揺らすと索条（ワイヤーロープ）が受索輪（滑車部分）等から外れる場合があります。他のお客様のご迷惑となるだけでなく、安全な運行の妨げとなりますのでおやめください。



安全教育および訓練

☆ 5月連休前に、導入時教育と救助訓練を実施、資質の向上を図っています。

- ・ 索道の構造および動作に関する教育
- ・ 点検整備および検査に関する技術教育
- ・ 運転操作訓練
- ・ 旅客救助に関する教育訓練
- ・ 緊急時の連絡通報訓練

☆ 毎月1度、非常時訓練を実施しています。

- ・ 非常停止訓練
- ・ 予備原動切換え訓練

点検整備

☆ 定期検査

- ・ 営業開始に伴う索道適合確認書の提出における検査実施
- ・ 法定基準に則り、毎月検査を実施

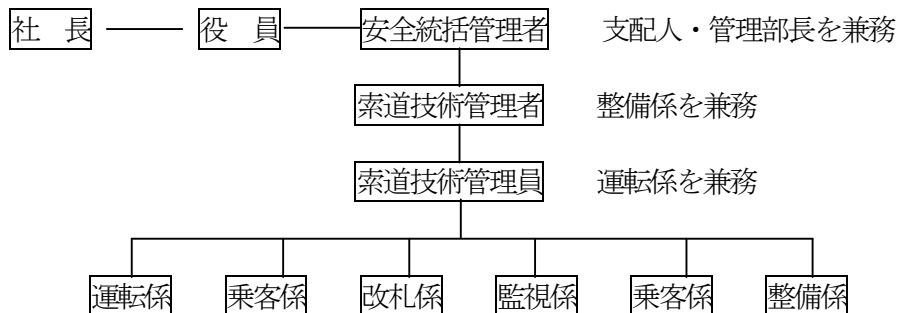
☆ 始業点検

- ・ 毎日の運行前にワイヤーロープ・搬器・支柱など設備の点検
- ・ 常用・非常制動機の動作試験

4. 安全管理体制

平成18年10月に「安全管理体制」を制定し、社長をトップとする安全管理体制を構築して準用しています。この組織の中で、「安全統括管理者」「索道技術管理者」「索道技術管理員」がそれぞれ責務を明確にした上で安全確保のための役割を担っています。各管理者の役割は以下の通りです。

- | | | |
|---------|---|---------------------------------------------------------------------|
| 社長 | : | 輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。 |
| 役員 | : | 〃 |
| 安全統括管理者 | : | 索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する。 |
| 索道技術管理者 | : | 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。又、整備係を兼務する。 |
| 索道技術管理員 | : | 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。又、運転係を兼務する。 |



*乗客係は、改札係を兼務することができる。

安全管理の推進

社長・副社長を委員長とする「安全対策委員会」を毎月1回開催し、ヒヤリ・ハット事故なども含めて集計・分析・報告をもとに再発防止策などの安全対策についての意見交換を行います。

安全管理体制の見直し

上記の安全管理体制により、安全マネジメントのPDCAサイクルがしっかり回っているかどうか、定期的に確認し、その結果を踏まえて随時見直し・改善を行って行きます。